

第1回上越市消防団適正配置検討委員会

日時：平成29年5月23日（火）
午後3時から
場所：上越市役所木田第1庁舎
4階401会議室

次 第

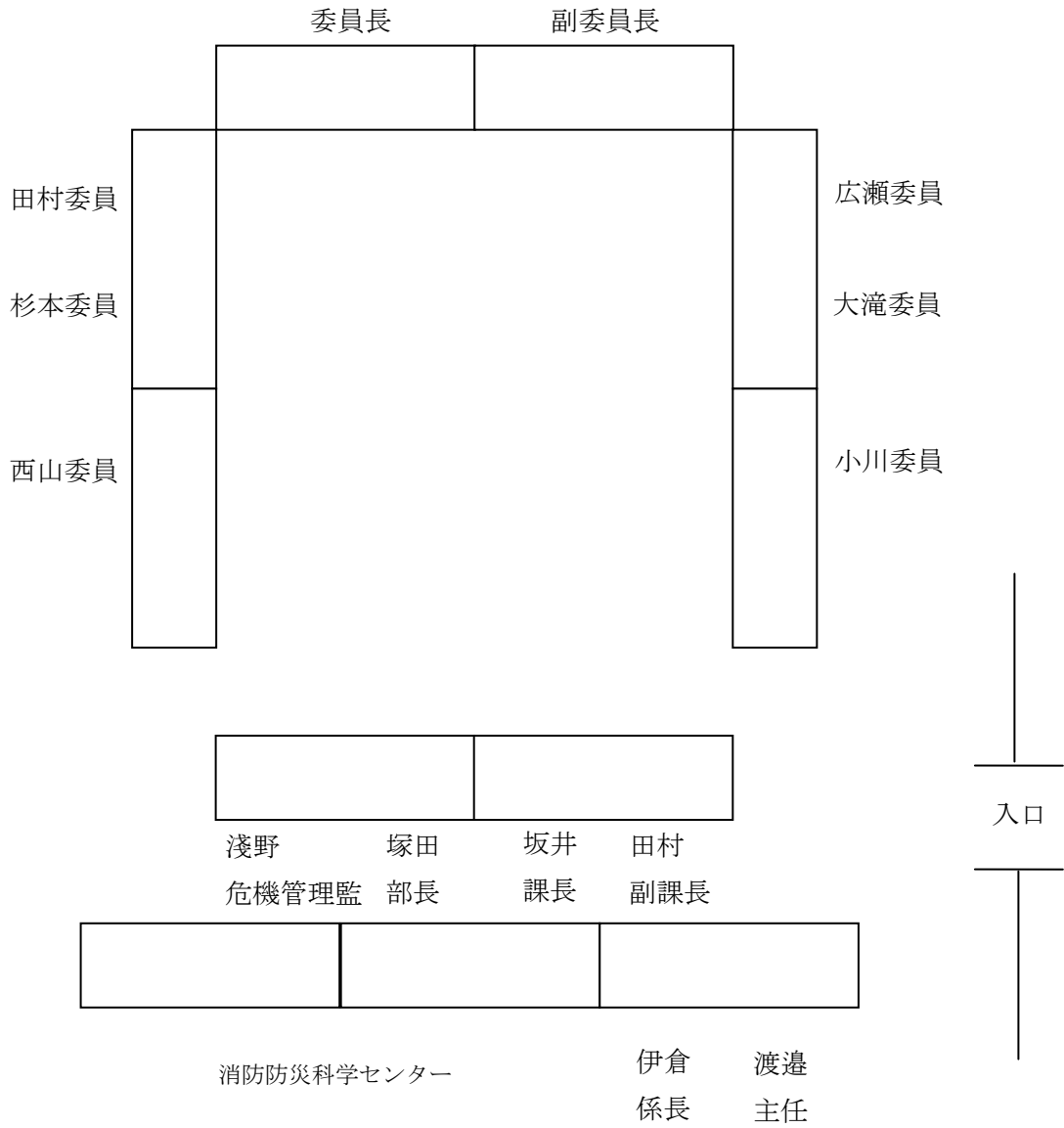
- 1 開 会
- 2 委嘱状の交付
- 3 あいさつ
- 4 委員長及び副委員長の選出・あいさつ
- 5 議題
 - (1) 上越市消防団適正配置検討委員会について
 - (2) 上越市消防団の現状等について
 - (3) その他
- 6 閉 会

上越市消防団適正配置検討委員会 委員名簿

No.	所 属	職 名	氏 名	備考
1	学識経験者 (新潟大学危機管理室)	教 授	田村 圭子	
2	上越地域消防事務組合代表	消防防災課長	広瀬 幹夫	
3	上越市町内会代表 (町内会長連絡協議会・防災委員会)	会 長	杉本 正彦	
4	上越市防災士会代表	会 長	大滝 利彦	
5	上越市消防団代表	副団長	西山 新平	
6	上越市消防団代表	副団長	小川 時雄	

席 次

場所：上越市役所 第1庁舎
4階 401会議室



報道機関席

上越市消防団適正配置検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 上越市消防団（以下「消防団」という。）が中長期的に地域消防力の維持を図るための方策を検討するとともに、将来の消防団の在り方についての提案を行うため、上越市消防団適正配置検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 消防団の組織の配置に関すること。
- (2) 消防団の運営に関すること。
- (3) 消防団員の確保に関すること。
- (4) 消防団、地域及び関係機関の連携に関すること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

- (1) 消防団の代表者
- (2) 町内会の代表者
- (3) 防災士の代表者
- (4) 上越地域消防事務組合の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要と認める人

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、危機管理課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月10日から実施する。